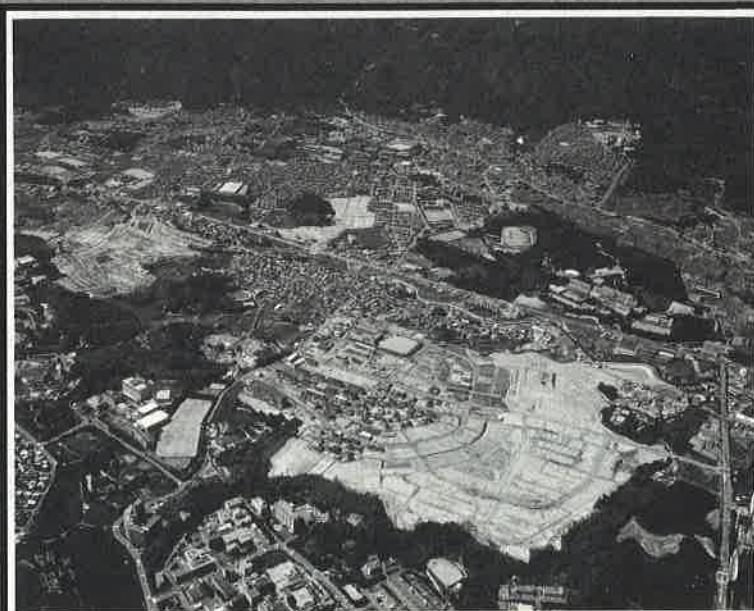


豊川地区(一)

其面市の東部に位置する豊川地区は現在、栗生間谷（奥・中村・山ノ口・川合）、栗生外院、栗生新家、小野原の四つの区域に分かれています。

間谷の集落は、豊川地区的東北部、北揖山系の栗生山の南麓台地と勝尾寺川の流れがつくりだした河岸段丘の上にあります。そして、小野原と新家の集落は豊川地区的南部、千里丘陵の北端部にあり、この二つの集落を結んでいる旧道は、古代の大路「山陽道」の西国街道でもあります。こうした南北三つの地区にはさまれた形で位置するのが外院で、萱野台地の南東部にあたります。



このように自然の地形では三つに分かれている豊川地区は、古代から中世にかけて栗生村と外院庄に分かれています。例えば、平安時代の康治元年（一四二）一二月の「佐伯小犬丸讓狀」に「揖津國嶋下郡中栗生村」と書かれている栗生村が、

寛喜三年（一二三）四月の「近衛家政所下文」では「揖津國垂水東枚中条栗生村」と書かれています。若干の違いがわかります。このことは、元来公領（国衙領）であつた栗生村が、その後貴族の私領莊園、それも揖間家藤原氏の莊園に変わったことによります。前者が公領の栗生村で、後者は揖間家莊園の栗生村といふことです。古代から中世社会にかけての栗生村は国衙と藤原

氏が領有しており、支配関係が重なりあつていたようですね。しかし、平安時代末になると垂水東牧は、領主である藤原氏へと変わりました。従つて、それ以後の栗生村も春日神社の莊園に属することになりました。

一方、外院については、平安時代の天治二年（一二五）七月に慈持寺（茨木市）領の莊園外院庄となり、嘉応元年（一一六九）には、莊園として認める國の許可が下されたことが勝尾寺文書からうかがえます。このように、古い時代の豊川地区は公領と私領の二つ、あるいは複数の領主が支配していた地域でした。そして、平安時代から鎌倉朝にかけては、領有・支配の面でも大きな変化が見られました。その理由はさまざまでしょうが、一つには地元の栗生村や外院庄での動向が大きく影響したことでしょう。

次号からは、こうしたことがさらに視点をおいて紹介していきます。